

**新型コロナウイルスに伴い 4/10 から、  
初診、再診に対する電話・情報通信機器  
による診療が可能となりました。**

福岡県でも新型コロナウイルス感染者が発生したこともあり、通院・受診に抵抗感をお持ちの方もおられるかと存じます。

厚生労働省の通知により、通院・受診による不特定多数の方への接触機会を減らし、感染拡大防止と不安解消を図る目的で、初診・または慢性疾患による定期処方をご希望の方に電話診療で処方箋を発行いたします。

ご希望の方は下記の内容をお読みになった上で、ご連絡ください。

また対象にならない場合もあります。予めご了承ください。

## ① 初診からの電話・情報通信機器による診療について

患者さまから電話により診療等の希望があった場合において、当院医師の判断で可能であると判断した範囲において、診断や処方をさせていただきます。診察を希望の際は、可能な限り基礎疾患や飲んでいるお薬等を確認させていただきますので予めご準備ください。

また、医師が患者さまの病状を確認し、対面での診療が必要と判断した場合には、対面診察または他の医療機関へ紹介させていただきます。

### 1. 患者さまの本人確認（①～③のいずれかを行っていただきます）

①被保険者証の写しを医療機関に F A X

②被保険者証の写真を医療機関宛てに電子メールに添付

## ② 慢性疾患等により定期的に受診されている患者さまへ

慢性疾患等を有する定期的に受診されている患者さまについて、医師の判断により継続的な処方が必要な患者さまに対して電話診療による処方箋の発行が可能となりました。

### 1. 対象の患者さま

慢性疾患等により定期的に処方を受けている方

## 2. 処方できるお薬

これまで定期的に処方されていたお薬

### 【院外処方】

・患者さまの同意を得て、医療機関から患者さまが希望する薬局に F A X または郵送により処方箋情報を送付する(薬局によっては、自宅まで郵送対応可能店舗あり)

※院外処方に関連する料金のお支払い方法は薬局へご確認ください。

### 【診察・診療に関連する料金のお支払い方法】

- ・銀行振込(振込手数料は本人負担になります) ※診察日から 5 日以内
- ・診療を行った日から 1 か月以内に保険証をご持参の上、必ずご来院ください

### 【ご家族の方の代理受診】

- ・本人より診察券または保険証をお預かりして、ご来院ください
- ・ご来院の際に、ご本人が記入した同意書が必要になります
- ・定期的に処方していたお薬のみの処方になります

### 【注意事項】

- ・厚生労働省からの通知に基づく臨時の措置ですので、予告なく変更する場合がございます。